

令和6年9月筑北村議会定例会会議録 第1号

令和6年 9月 6日

令和6年 9月13日

令和 6 年 9 月筑北村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (9月6日)	
○開 会	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○村長あいさつ	7
○報告第 5 号の報告、質疑	8
○認定第 1 号～認定第 11 号の上程、説明、質疑	10
○議案第 50 号～議案第 59 号の上程、説明	20
○議案第 60 号の上程、説明	23
○議案第 61 号の上程、説明	24
○議案第 62 号の上程、説明	24
○議案第 63 号の上程、説明	25
○議案第 64 号の上程、説明	25
○請願・陳情等の委員会付託	25
○延 会	26

令和6年筑北村告示第 号

令和6年筑北村議会9月定例会を次のとおり招集する。

令和6年 月 日

筑北村長 太田守彦

1 期 日 令和6年9月6日（金）午前9時

2 場 所 筑北村役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	一之瀬	茂	幸	君	2番	窪	寺	務	君		
3番	小	山	正	博	君	4番	玉	井	玲	子	君
5番	藤	原	孝	一	君	6番	吉	池	昌	昭	君
7番	宮	下	敏	彦	君	8番	山	田	直	幸	君
9番	櫻	井	新	一	君	10番	待	井	安	登	君
11番	勝	田		昇	君	12番	鎌	田	欣	子	君

不応招議員（なし）

令和 6 年 9 月 筑北村議会定例会議録

議 事 日 程（第 1 号）

令和 6 年 9 月 6 日（金）午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長あいさつ
- 日程第 5 報告第 5 号 令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 6 認定第 1 号 令和 5 年度筑北村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 2 号 令和 5 年度筑北村バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3 号 令和 5 年度筑北村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4 号 令和 5 年度筑北村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 5 号 令和 5 年度筑北村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 6 号 令和 5 年度筑北村とくら温泉施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 7 号 令和 5 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定第 8 号 令和 5 年度筑北村冠着温泉施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定第 9 号 令和 5 年度筑北村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 認定第 10 号 令和 5 年度筑北村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 認定第 11 号 令和 5 年度筑北村合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について

〔決算意見書報告〕

- 日程第 17 議案第 50 号 令和 6 年度筑北村一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 51 号 令和 6 年度筑北村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 52 号 令和 6 年度筑北村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 53 号 令和 6 年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 54 号 令和 6 年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 2 2	議案第 5 5 号	令和 6 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 3	議案第 5 6 号	令和 6 年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 4	議案第 5 7 号	令和 6 年度筑北村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 5	議案第 5 8 号	令和 6 年度筑北村集落排水事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 6	議案第 5 9 号	令和 6 年度筑北村合併浄化槽事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 7	議案第 6 0 号	筑北村公告式条例等の一部を改正する条例について
日程第 2 8	議案第 6 1 号	筑北村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 2 9	議案第 6 2 号	筑北村公営住宅等管理及び整備基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第 3 0	議案第 6 3 号	松本広域連合の消防費負担金算定基準の変更及び松本広域連合規約の変更について
日程第 3 1	議案第 6 4 号	長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第 3 2	請願・陳情等の委員会付託	

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 2 まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	一之瀬 茂 幸 君	2 番	窪 寺 務 君
3 番	小 山 正 博 君	4 番	玉 井 玲 子 君
5 番	藤 原 孝 一 君	6 番	吉 池 昌 昭 君
7 番	宮 下 敏 彦 君	8 番	山 田 直 幸 君
9 番	櫻 井 新 一 君	10 番	待 井 安 登 君
11 番	勝 田 昇 君	12 番	鎌 田 欣 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	太 田 守 彦 君	副 村 長	欠 員
教 育 長	内 川 雅 信 君	総 務 課 長	久保村 公 雄 君
会 計 管 理 者	高 野 弥寿生 君	企画財政課長	山 田 隆 宣 君
住 祉 課 長	堀 内 克 美 君	産 業 課 長	宮 坂 英 幸 君
建 設 課 長	花 岡 牧 彦 君	観 光 課 長	中 澤 明 彦 君

教 育 次 長 細 田 雅 義 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 小川原 大 介 君

◎開議の宣告

○議長（鎌田欣子議員） 定刻になりました。

これより令和6年筑北村議会9月定例会をいたします。

これから本日の会議を開きます。

開会 午前 9時00分

◎議事日程の報告

○議長（鎌田欣子議員） 議事日程により会議を進めます。

傍聴の申請がありましたので、これを許可します。

写真撮影、録音機使用の申請がありますので、これを許可します。

本日は暑いので、上着につきましては各自の判断で脱いでいただいて結構ですので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鎌田欣子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

3番 小山 正 博 議員

4番 玉 井 玲 子 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（鎌田欣子議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月13日までの8日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 13 日までの 8 日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 3、諸般の報告を行います。

議案は議事日程のとおり受理しております。

また、例月出納検査報告等は、お配りした資料のとおり受理しました。その他、請願・陳情についても、お手元の資料のとおり受理しました。

議長報告及び議員派遣については、6 月定例会以降昨日までの内容はお手元の資料のとおりです。

◎村長あいさつ

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 4、村長あいさつ。

太田村長。

○村長（太田守彦） おはようございます。

本日、令和 6 年 9 月定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、ご出席をいただき開催されますことを御礼申し上げます。

初めに、このたびの台風 10 号は記録的な降水量を全国各地にもたらし、長期にわたり大きな影響を与えました。ここにお亡くなりになられた皆様のご冥福を祈り、災害を受けた皆様には心からお見舞いを申し上げます。

また、9 月 1 日に予定しておりました村の総合防災訓練については、中止といたしました。台風 10 号の進路予想が広範囲に及び、また、速度が遅いことや中心から離れた場所でも豪雨となることなど、村民の皆様の安全性を考えて判断いたしました。準備を進めていただいた区や常会の皆様にはおわびしますとともに、村民の皆様にはご理解をお願い申し上げます。

ことは特に全国的に災害が多いと感じます。また、高齢化が進んでいる状況でございますので、引き続き防災意識の啓発に努めてまいります。

関連しまして、8 月の月間雨量について報告いたします。ポテカの気象システムが稼働して 8 年になります。8 月における過去最大雨量は 3 年前の令和 3 年、乱橋において 248.5 ミリでした。ことはそれをはるかに上回る 317 ミリの雨量を大沢にて観測いたしました。以外の 6 年について最多雨量の平均は 130 ミリですので、筑北村においてもことは 2.4 倍の降水量だったといえます。

なお道路や農地など、複数箇所で大規模な災害が発生しております。災害復旧については迅速に対応しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、7月27日、夏祭り筑北2024が本城の日本ウェルネスグラウンドにて盛大に開催されました。実行委員の皆様初め当日ステージ発表などで盛り上げていただいた皆様、また、出店にご協力いただいた皆様には、改めて感謝を申し上げます。

ことは会場変更に伴い、盆踊りやスカイランタンといった新しい企画にもチャレンジし、会場は若さと熱気にあふれました。また、包括連携協定を結んでいる宿毛市から副市長様初めご参加をいただきました。夏祭り筑北が多くの子供や若者が集まり、どの世代でも楽しめるイベントとして定着していくよう、これからも取り組んでまいります。

次に、例年7月、8月は道路関係の期成同盟会総会と、県など関係機関への要望活動が行われます。このうち国道403号、主要地方道である大町麻績インター千曲線、青木麻績インター千曲線については、議会議員の皆様とともに、我が村の道路事情の現状を伝え、地元の熱意を強く訴えてまいりました。いずれも重要な路線であるという認識はいただいておりますが、そのためには道路関係予算の確保が何より重要となります。要望の箇所の多い筑北村です。今後も県や構成市村と連携し、粘り強く要望活動をしてまいります。

最後に、筑北スマートインターチェンジが開通して初めて迎える夏でした。観光や合宿等で村を訪れるお客様が多く、西条温泉とくらの8月の売上は対前年で153%となっております。コロナ前の売上には届いておりませんが、開通効果は大きかったと感じています。また、筑北村に帰省された方からは、スマートインターができて便利になったという声を伺っており、さらなる地域活性化へつなげていきたいと思っております。

それでは、9月定例会決算議会でございます。報告案件1件、令和5年度歳入歳出決算認定では、一般会計初め11件、令和6年度補正予算では10件、条例・規約の変更5件、計27件を提出いたしました。このうち令和5年度における実質公債費比率は、令和4年度の2.9%から2.6%となり、村財政の健全化は維持されております。

議員の皆様には慎重なご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長あいさつが終わりました。

◎報告第5号の報告、質疑

○議長（鎌田欣子議員） 日程第5、報告第5号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 報告第5号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項

の規定により、監査委員の意見を付してご報告するものであります。

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、すべての会計において黒字となっているため、数値なしとなっています。実質公債費比率は、令和4年度の2.9%から0.3ポイント下がって2.6%となっています。将来負担比率は、前年度に引き続き将来負担額に対し充当可能財源等が上回ったため、数値なしとなっています。資金不足比率は、すべての公営企業会計において資金不足が生じていないため、数値なしとなっています。

以上の各指標につきましては、監査委員の審査に付し、添付のとおり審査意見書をいただいております。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） それでは、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について説明いたします。

8ページをごらんください。まず、健全化判断比率であります。実質赤字比率及び連結赤字比率は村長が申し上げましたとおり、全会計で黒字となっているため数値なしとなっています。

続きまして9ページです。実質公債費比率は、9ページ中段の右側にお示ししているとおおり令和3年度から令和5年度の3カ年の平均値で算出をしております。単年度の数値では、令和3年度が約2.46%、4年度が約2.45%、5年度が約3.04%となっています。結果、2.6%となりまして、前年度と比較して0.3%下がりました。これは令和4年度算定に用いた令和2年度の算定数値が約3.81%であったのに対し、令和5年度が3.04%と0.77%下がったことが要因となっております。

続きまして将来負担比率です。10ページをお願いいたします。将来負担比率は、10ページ下段にお示ししているとおおり、将来負担額53億844万8,000円に対しまして、充当可能財源が86億6,554万3,000円と上回っていることから、数値なしとなっています。前年度と比較しますと、将来負担額は1億419万円の増加、充当可能財源は財政調整基金等への積立によりまして1億4,800万円増加しています。

続きまして11ページの中段をごらんください。字が小さくて申しわけございませんが、こちらは公営企業6会計におきます資金不足の状況を示す表であります。資金不足・剰余額、(8)のところ です。全会計が黒字となり、資金不足となった会計はありませんでしたので、数値なしとなります。

令和5年度決算では、実質公債費比率につきまして、平均値では0.3%改善する結果となりましたが、本年度以降は分子となる起債償還額が増加、分母となる普通交付税につきましては、横ばいもしくは減少というふうに見込んでおります。そのため本年度以降は上昇に転じると見込んでいます。

また、監査委員の皆様からの意見にもございますが、公営企業会計の温泉施設の運営は

早期に長期的な改修方針と資金計画を期待されているということから、より一層の経営改善が必要となってくると考えられます。

また、上下水道会計につきましても、令和6年度から独立採算の原則により経理する会計になることから、こちらの会計につきましてもさらなる経営努力が必要となります。将来への先送りとならないよう、財政運営に当たっては必要な部分への投資、経常経費の削減に取り組み、計画的な繰上償還や基金の積立を行い、健全財政の維持に努めていきたいと考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。この報告について、質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 以上で報告第5号を終了といたします。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、
認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号、認定第10号、
認定第11号の上程、説明、質疑

○議長（鎌田欣子議員） 日程第6、認定第1号 令和5年度筑北村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第16、認定第11号 令和5年度筑北村合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上11件について一括して提案理由の説明を求めます。

なお質疑及び採決は、代表監査委員の報告を受けた後、最終日に行います。説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 認定第1号から第11号、筑北村各会計の歳入歳出決算認定について。

ただいま一括議題となりました認定第1号から認定第11号までの令和5年度の決算11件につきまして、提案説明を申し上げます。

令和5年度の一般会計と特別会計10会計、計11会計に係る決算について、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、監査委員の審査に付したところ、8月30日に審査意見書を提出いただきました。同法第233条第3項の規定により、議会の認定に付すものでございます。

詳細につきましては、会計管理者から説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

引き続き会計管理者より、決算内容の対応について説明を求めます。

高野会計管理者。

○会計管理者（高野弥寿生） では、初めに令和５年度の会計全体の決算について、ご説明をいたします。監査委員さんから提出をいただきました決算審査意見書の３ページをお開きください。

３ページ、上段の表、歳入決算額になります。５年度の欄をごらんください。一般会計 55 億 2,706 万 8,574 円、右横、前年度比になります。１億 2,00 万円の増です。その下、特別会計 10 会計分 22 億 2,689 万 8,773 円、6,328 万円の減。一般会計と特別会計の合計は、表の一番下、77 億 5,396 万 7,347 円、5,672 万円の増でした。

下段の表をごらんください。歳出決算額です。一般会計 53 億 2,132 万 4,482 円、7,592 万円の増、その下、特別会計 10 会計分 21 億 4,617 万 8,054 円、7,996 万円の減。一般会計と特別会計の合計は表の一番下、74 億 6,750 万 2,536 円、403 万円の減となりました。

ページを戻りまして、２ページをお願いします。表の下から５段目になります。歳入歳出差引額〔形式収支〕をごらんください。一般会計が 2 億 574 万 4,092 円、その右、特別会計 8,072 万 719 円、合計 2 億 8,646 万 4,811 円の黒字でした。翌年度へ繰り越すべき財源を引いた実質収支が下から３段目、一般会計が 1 億 5,963 万 5,492 円、特別会計が 8,072 万 719 円。合計 2 億 4,035 万 6,211 円の黒字でした。この数字から前年度の実質収支を引いたものが単年度収支で、表の一番下、一般会計が 2,832 万 2,315 円、特別会計が 1,667 万 5,282 円、合計 4,499 万 7,597 円の黒字でした。

会計全体については以上です。

それでは、認定第１号から 11 号、各会計の決算を決算書の区分により説明いたします。決算書の事項別明細及び主要な施策については、各常任委員会で担当課から詳細な説明がございます。

では、認定第１号 一般会計の決算書からお願いいたします。表紙を 1 枚おめくりいただきまして、一般会計歳入 55 億 2,706 万 8,574 円、歳出 53 億 2,132 万 4,482 円、差引 2 億 574 万 4,092 円です。

1 枚おめくりください。ページ 1 です。左から 5 番目、収入済額の欄をごらんください。1 款村税 3 億 9,864 万 4,041 円、右横にいきます。不納欠損額 46 万 8,806 円、収入未済額 660 万 7,511 円ございます。内訳 1 項村民税、不納欠損額 12 万 6,306 円、収入未済額 230 万 5,111 円。2 項規定資産税、不納欠損額 25 万 1,300 円、収入未済額 380 万 2,500 円。3 項軽自動車税、不納欠損額 9 万 1,200 円、収入未済額 49 万 9,900 円でございます。

2 款地方譲与税 6,403 万 5,000 円、3 款利子割交付金 11 万 9,000 円、4 款配当割交付金 220 万 6,000 円、5 款株式等譲渡所得割交付金 218 万 3,000 円、6 款法人事業税交付金 520 万 1,000 円、7 款地方消費税交付金 9,791 万円、8 款環境性能割交付金 494 万 5,000 円、9 款地方特例交付金 102 万 6,000 円、10 款地方交付税 26 億 5,017 万円、11 款交通安全対策特別交付金 54 万 1,000 円。

2 ページ目に移りまして、12 款分担金及び負担金 5,077 万 4,105 円、収入未済額が 58 万 368 円ございまして、1 項の分担金で 10 万円、繰越となった細田地区の農地災害復旧費の分担金です。2 項負担金で 48 万 368 円、こちらは高速情報通信網関連の負担金でござ

ざいます。13 款使用料及び手数料 6,171 万 596 円、不納欠損額 1 万 2,580 円、収入未済額 62 万 7,236 円ございます。1 項の使用料で不納欠損額が 6,080 円、墓地使用料、収入未済額 62 万 7,236 円、高速情報通信網、墓地、村営住宅の使用料でございます。2 項の手数料、不納欠損額 6,500 円は村民税、固定資産税、軽自動車税の督促手数料となります。

14 款国庫支出金 5 億 3,732 万 8,595 円、収入未済額 9,079 万 9,000 円、2 項の国庫補助金でございます。繰越となった宇洞坂橋の修繕、村道向山線災害復旧、マイナンバーカード関連の住民基本台帳及び戸籍システムの改修、新型コロナウイルスワクチン接種関連の健康カルテシステムの改修に係る補助金でございます。

15 款県支出金 4 億 8,317 万 5,970 円、収入未済額 4 億 5,773 万 2,000 円は、全額 2 項県補助金でございます。繰越となったファームめぶきが導入する農業用機械、綿半ファームが整備する養豚施設、坂北越道池の堤体耐震調査、細田地区の農地災害復旧に係る補助金でございます。

16 款財産収入 1,898 万 8,541 円、17 款寄附金 3,149 万 8,000 円、18 款繰入金 2 億 3,322 万 1,590 円、19 款繰越金 1 億 6,166 万 3,177 円、20 款諸収入 8,108 万 8,959 円。

3 ページ目、21 款村債 6 億 4,063 万 9,000 円。歳入合計は 55 億 2,706 万 8,574 円でございます。

続きまして歳出、4 ページをお願いします。表の左から 4 番目になります。支出済額の欄をごらんください。

1 款議会費 5,411 万 4,463 円、2 款総務費 7 億 1,247 万 3,149 円、右横、翌年度繰越額 981 万 2,900 円ございます。内訳 1 項総務管理費で 205 万 9,000 円、非課税世帯、子育て世帯への交付金及びその対象世帯抽出の電算委託料でございます。3 項戸籍住民基本台帳費で 764 万 3,900 円、住民基本台帳及び戸籍システムの改修費。11 項新型コロナウイルス対策費で 11 万円、健康カルテシステムの改修費でございます。

3 款民生費 9 億 680 万 4,065 円、4 款衛生費 5 億 3,250 万 7,951 円、6 款農林水産業費 5 億 4,555 万 736 円、翌年度繰越額 4 億 5,652 万 1,000 円は 1 項の農業費でファームめぶきの各種農業用機械の導入と、綿半ファームが整備する養豚施設への補助金、坂北越道池の堤体耐震調査の委託料でございます。

7 款商工費 1 億 5,839 万 3,360 円、8 款土木費 7 億 2,909 万 3,189 円、翌年度繰越額 1 億 3,450 万 8,700 円、こちらは 2 項の道路橋りょう費で 2,951 万 9,700 円、村道ナガバタケ聖南中学校線のガードレール設置、村道杉崎風越線ののり面保護、村道山秋ホリカイドウ線の路肩修繕、宇洞坂橋の修繕でございます。4 項の住宅費で 1 億 498 万 9,000 円、こちらは村営住宅西条団地の住宅供給公社からの買い取りとなります。

5 ページに移ります。9 款消防費 1 億 8,552 万 6,248 円、10 款教育費 3 億 5,757 万 4,144 円、11 款災害復旧費 3,681 万 5,020 円、翌年度繰越額 1 億 1,939 万 7,000 円は、1 項の農林水産業施設災害復旧費で 335 万 5,000 円、細田地区の農地災害復旧、2 項公共土木施設災害復旧費で 1 億 1,604 万 2,000 円、村道向山線の災害復旧でございます。

12 款公債費 5 億 107 万 9,265 円、13 款諸支出金 6 億 139 万 2,892 円。歳出合計 53 億 2,132 万 4,482 円でございます。

最終の 84 ページをお願いします。一般会計の実質収支額でございます。表にありますとおり、歳入歳出差引額から繰越額、繰越事業に充てる 4,610 万 9,000 円を引きました 1 億 5,963 万 5,000 円が一般会計の実質収支額となります。

一般は以上です。

続きまして、認定第 2 号 バス会計をお願いします。バス会計、また 1 枚おめくりください。歳入 3,214 万 4,176 円、歳出 3,194 万 3,238 円、差引 20 万 938 円でございます。

1 枚おめくりをいただきまして、1 ページ、歳入 1 款使用料及び手数料 126 万 7,400 円、3 款繰入金 3,067 万 6,000 円、4 款繰越金 20 万 776 円、歳入合計は 3,214 万 4,176 円でございます。

2 ページをお願いします。歳出 1 款総務費 3,194 万 3,238 円、これが歳出の総額となります。

こちらの最終 5 ページをお願いいたします。バス会計実質収支でございますが、歳入歳出の差引額 20 万 1,000 円が実質収支額となります。

バス会計は以上です。

続きまして、認定第 3 号 国保会計をお願いします。

1 枚おめくりをいただきまして、歳入 5 億 2,037 万 3,385 円、歳出 5 億 1,784 万 5,779 円、差引 288 万 7,606 円でございます。

めくっていただいて、1 ページ、歳入 1 款国民健康保険税 8,318 万 1,800 円、不納欠損額 21 万 7,400 円、収入未済額が 682 万 6,700 円でございます。4 款使用料及び手数料 1 万 5,900 円、不納欠損額 2,500 円につきましては、督促手数料でございます。

5 款国庫支出金 5,000 円、6 款県支出金 3 億 8,250 万 9,462 円、8 款財産収入 3 万 4,660 円、10 款繰入金 4,446 万 5,094 円、11 款繰越金 602 万 3,540 円、12 款諸収入 449 万 7,929 円。歳入合計 5 億 2,073 万 3,385 円でございます。

2 ページをお願いします。歳出 1 款総務費 297 万 8,436 円、2 款保険給付費 3 億 7,532 万 462 円、3 款国民健康保険事業費納付金 1 億 2,236 万 1,014 円、6 款保健事業費 843 万 8,484 円、7 款基金積立金 405 万 7,660 円、9 款諸支出金 468 万 9,723 円。歳出合計は 5 億 1,784 万 5,779 円でございます。

最終の 12 ページをお願いします。国保会計歳入歳出の差引額の 288 万 8,000 円が実質収支額となります。

国保会計は以上です。

続きまして、認定第 4 号 後期高齢会計をお願いいたします。

1 枚おめくりをいただきまして、歳入 7,815 万 971 円、歳出 7,809 万 7,971 円、差引 5 万 3,000 円でございます。

おめくりをいただき、1 ページ、歳入 1 款後期高齢者医療保険料 5,398 万 7,900 円、収入未済額が 1 万 2,200 円でございます。

2 款使用料及び手数料 3,900 円、4 款繰入金 2,412 万 7,071 円、5 款繰越金 3 万 2,100 円。歳入合計 7,815 万 971 円でございます。

2 ページ、お願いします。歳出 1 款総務費 36 万 7,778 円、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 7,772 万 8,293 円、3 款諸支出金 1,900 円。歳出合計 7,809 万 7,971 円です。

7 ページをお願いします。後期高齢会計歳入歳出の差引額 5 万 3,000 円、こちらが実質収支額となります。

後期高齢を終わりにして、次、認定第 5 号 介護保険会計をお願いします。

1 枚おめくりをいただいて、歳入 7 億 7,474 万 6,968 円、歳出 7 億 2,964 万 6,613 円、差引 4,510 万 355 円でございます。

1 ページをお願いします。歳入 1 款介護保険料 1 億 4,627 万 9,080 円、収入未済額が 38 万 2,560 円です。

2 款使用料及び手数料 7,100 円、3 款分担金及び負担金 21 万 4,500 円、4 款国庫支出金 1 億 8,352 万 4,760 円、5 款支払基金交付金 1 億 8,127 万 3,000 円、6 款県支出金 9,583 万 9,977 円、7 款繰入金 1 億 1,326 万 7,000 円、8 款繰越金 5,428 万 5,669 円、11 款財産収入 5 万 5,882 円。歳入合計 7 億 7,474 万 6,968 円でございます。

2 ページをお願いします。歳出 1 款総務費 1,954 万 5,258 円、2 款保険給付費 6 億 3,188 万 5,137 円、3 款地域支援事業費 2,858 万 9,067 円、5 款諸支出金 4,962 万 7,151 円。歳出合計 7 億 2,964 万 6,613 円でございます。

15 ページをお願いします。介護保険会計実質収支額でございますが、歳入歳出の差引額 4,510 万円、こちらが実質収支額となります。

介護保険会計を終わりにして、認定第 6 号 とくら会計をお願いします。

1 枚おめくりください。とくら会計、歳入 1 億 5,775 万 5,456 円、歳出 1 億 5,725 万 4,926 円、差引 50 万 530 円でございます。

1 ページをお願いいたします。歳入 1 款繰入金 7,074 万 6,000 円、2 款繰越金 50 万 799 円、3 款諸収入 435 万 3,264 円、4 款使用料及び手数料 8,215 万 5,393 円。歳入合計 1 億 5,775 万 5,456 円でございます。

2 ページ、歳出をお願いします。歳出 1 款経営管理費 421 万 7,857 円、2 款施設管理費 1 億 3,477 万 2,106 円、5 款公債費 1,826 万 4,963 円。歳出合計 1 億 5,725 万 4,926 円でございます。

7 ページをお願いします。とくら会計、歳入歳出の差引額 50 万円、こちらが実質収支額となります。

続きまして、認定第 7 号 差切温泉会計をお願いします。

1 枚おめくりをいただいて、歳入 3,290 万 5,402 円、歳出 3,240 万 4,756 円、差引 50 万 646 円でございます。

1 枚おめくりいただいて 1 ページ、歳入 1 款使用料及び手数料 1,263 万 7,251 円、2 款繰入金 1,964 万 8,000 円、3 款繰越金 50 万 230 円、4 款諸収入 11 万 9,921 円。歳入合計 3,290 万 5,402 円でございます。

2 ページをお願いします。歳出 1 款経営管理費 99 万 5,297 円、2 款施設管理費 3,140 万 9,459 円。歳出合計 3,240 万 4,756 円でございます。

一番最後のページ、6 ページをお願いします。差切会計は歳入歳出の差引額の 50 万円が実質収支額となります。

差切会計は以上で、次は認定第 8 号 冠着温泉会計をお願いします。

1 枚おめくりをいただき、歳入 1,453 万 7,198 円、歳出 1,403 万 6,315 円、差引 50 万 883 円でございます。

1 ページをお願いします。歳入 1 款繰入金 1,398 万 8,000 円、2 款繰越金 50 万 374 円、3 款使用料及び手数料、指定管理施設でありますので、収入は 0 円でございますが、右側、収入未済額が 10 万円、村の直営時代の収入未済額でございます。

4 款諸収入 4 万 8,824 円、歳入合計 1,453 万 7,198 円でございます。

2 ページをお願いします。歳出 1 款経営管理費 1,245 万 4,515 円、2 款施設管理費 158 万 1,800 円。歳出合計 1,403 万 6,315 円でございます。

5 ページをお願いします。冠着会計の実質収支額、歳入歳出の差引額の 50 万 1,000 円でございます。

冠着会計は終わりました、次に認定第 9 号 簡易水道会計をお願いします。

1 枚おめくりをいただきまして、企業会へ移行をするため決算的には 3 月 31 日打ち切り決算でございます。歳入が 3 億 7,386 万 4,636 円、歳出 3 億 6,432 万 507 円、差引額 954 万 4,129 円を企業会計に引き継いでおります。

おめくりいただき 1 ページ、歳入 1 款分担金及び負担金 77 万円、2 款使用料及び手数料 8,926 万 7,015 円、収入未済額が 96 万 7,865 円でございます。3 款財産収入 254 円、4 款繰入金 7,720 万 4,841 円、5 款繰越金 100 万 932 円、6 款諸収入 672 万 1,594 円、8 款村債 1 億 7,390 万円、10 款国庫支出金 2,500 万円。歳入合計 3 億 7,386 万 4,636 円でございます。

2 ページをお願いします。歳出 1 款経営管理費 2,483 万 1,577 円、2 款施設管理費 4,480 万 3,042 円、3 款公債費 9,986 万 4,888 円、6 款建設事業費 1 億 9,482 万 1,000 円。歳出合計 3 億 6,432 万 507 円でございます。

8 ページをお願いします、最後のページをお願いします。簡易水道会計歳入歳出の差引額 954 万 4,000 円、こちらが実質収支額となります。

簡易水道を終わりました、認定第 10 号 集落排水会計をお願いします。

1 枚おめくりをいただきまして、こちらも企業会計へ移行のため 3 月 31 日での打ち切り決算です。歳入 1 億 7,608 万 8,722 円、歳出 1 億 6,477 万 8,407 円、差引額が 1,131 万 315 円を企業会計に引き継ぎました。

1 ページをお願いします。歳入 1 款分担金及び負担金 35 万円、収入未済額が 16 万 8,000 円です。2 款使用料及び手数料 3,565 万 4,730 円、収入未済額 52 万 5,523 円です。3 款繰入金 1 億 2,165 万 4,324 円、4 款繰越金 50 万 533 円、5 款諸収入 1,582 万 9,135 円、6 款村債 210 万円。歳入合計 1 億 7,608 万 8,722 円です。

2 ページをお願いします。歳出 1 款総務費 940 万 5,022 円、2 款農業集落排水事業費 6,101 万 2,181 円、3 款林業集落排水事業費 119 万 2,553 円、4 款公債費 9,316 万 8,651 円。歳出合計 1 億 6,477 万 8,407 円でございます。

8 ページ、最終ページをお願いします。集落排水会計、こちらも歳入歳出の差引額の 1,131 万円が実質収支額となります。

集排会計は以上で、続きまして認定第 11 号 合併浄化槽会計をお願いします。

1 枚おめくりをいただいて、合併浄化槽会計も企業会計へ移行のため、3 月 31 日での打ち切り決算です。歳入 6,597 万 1,859 円、歳出 5,584 万 9,542 円、差引額 1,012 万 2,317 円を企業会計に引き継ぎました。

めくっていただいて 1 ページ、歳入 1 款分担金及び負担金 167 万 5,000 円、収入未済額 53 万 7,000 円です。2 款使用料及び手数料 2,044 万 1,916 円、収入未済額 9 万 6,489 円です。3 款国庫支出金 125 万 3,000 円、4 款繰入金 3,570 万 1,324 円、5 款繰越金 50 万 484 円、6 款村債 640 万円、8 款諸収入 135 円。歳入合計 6,597 万 1,859 円でございます。

2 ページ、お願いします。歳出 1 款総務費 280 万 6,430 円、2 款合併浄化槽事業費 3,064 万 8,606 円、3 款公債費 2,239 万 4,506 円。歳出合計 5,584 万 9,542 円です。

7 ページをお願いします。合併浄化槽会計実質収支額でございますが、歳入歳出の差引額 1,012 万 3,000 円、こちらが実質収支額となります。

最後に、基金の運用状況についてご説明をいたします。監査委員さんからの審査意見書に、また戻っていただきまして、最終の 34 ページをお願いします。

第 8、基金の運用状況という表でございます。表の左から 2 番目、1 年前、令和 4 年度末の基金残高につきましては、一般会計、特別会計合わせまして 16 の基金で合計額は一番下、53 億 6,138 万 6,559 円ございました。それぞれの基金、取り崩し、新規の積み立て等によりまして、令和 5 年度末の残高でございますが、表の右下でございます。57 億 6,125 万 1,338 円となりました。昨年から約 4 億円の増額となりました。

以上で説明を終わります。

○議長（鎌田欣子議員） 認定第 1 号から認定第 11 号につきまして、説明が終わりました。

小村代表監査委員がお見えでございますので、ここで監査委員の令和 5 年度筑北村各会計決算及び基金運用状況審査について、報告を求めます。

小村代表監査委員、お願いいたします。

○代表監査委員（小村 忠） それでは、令和 5 年度の決算審査をいたしましたので、その概要をご報告申し上げます。お手元の資料、令和 5 年度筑北村決算審査意見書 1 ページをごらんいただきたいと思います。

まず、決算審査でございますが、去る 7 月 24 日から 8 月 23 日まで実施をいたしました。実施に当たっては議会議員選出の一之瀬委員と実施をいたしました。第 6 のとおりでございます。

上段のほうに戻りまして、第 1 の筑北村監査委員の監査基準への準拠ということでご

ざいます。これにつきましては、それぞれ村の監査基準にのっとりまして、準拠いたしまして実施をしたものでございます。第2のほうにつきましては、自治法の定めによりましての決算審査ということでございます。

第3の審査の対象につきましては、令和5年度筑北村一般会計、そして特別会計が10会計でございます。それぞれの各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要事業の成果説明でございます。

第4、第5につきましては、記載のとおりでございますので、ごらんをいただきたいと思ひます。

2ページをごらんいただきたいと思ひます。第7、審査の結果でございます。上記の第1から第6までの記載事項のとおり審査した限り、重要な点において決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることが認められました。

第8、決算の概要でございます。先ほど会計管理者も一部触れておりましたけれども、各会計ごとの3年間の実績と前年度との比較をしたものでございます。後ほどごらんをいただきたいと思ひます。

続きまして、飛びまして30ページをごらんいただきたいと思ひます。第9、意見のところでございます。1、審査意見。本村の令和5年度の一般会計、特別会計の総決算の状況は、歳入から歳出を差し引いた形式収支は2億8,600万円余の黒字、翌年度に繰り越すべき財源4,600万円余を除いた実質収支は2億4,000万円余の黒字となりました。そして単年度収支は4,500万円余の黒字となりました。

1、税の徴収について。ここ数年の異常な物価高騰など、厳しい経済状況が続く中、村税は全体で前年度比2,460万円の減少となりました。そして収入未済額は約50万円増の660万円余と、前年度を上回る状況です。また、国保税の収入未済額は約108万円増の680万円余の未収となっています。毎年税の徴収につきましては、意見を述べさせていただいておりますが、自主財源に乏しい本村であります。職員の皆さんの滞納整理のご努力は理解しておりますが、庁内の徴収事務の連携を図ることや、さらなる納税相談などを強化し、公平・公正な徴収事務にご尽力を希望いたします。

2、予算について。地方公共団体の予算は、言うまでもなく自治法の定めにより首長が調整して予算案を議会に提出し、内容の審査を経た上で議会の議決を受けて予算が決まります。各会計の当初予算や補正予算書について、電算システムと議会提出の予算書のチェックは、確実に実施されたい。財務会計の電算システムだけに頼るだけでなく、予算執行には慎重な対応を願ひます。

また、例月出納検査に用いる収支月計表などにより、定期的な予算に対する状況確認を願ひたい。歳入の調定や収入未済額、収入率の状況、歳出では予算残額や執行率、差引残額の把握は決算に向けても重要と考えます。

3、温泉施設について。コロナ禍の影響も徐々に解消され、とくらについては前年度比20%増の売上となりました。一方、坂北荘は15%増とそれぞれ施設職員の皆さんも頑張っておられると思ひます。懸案の温泉施設運営委員会は、5年度開催されませんでした。

6年度に入り設置され、これから経営面等の検討がされていくことが期待されます。

一方、施設面では、両施設とも老朽化が著しく、特に空調設備や給排水設備など、表に見えない部分で多額の修繕費が待ったなしの最重要課題であると思います。今後の経営方針にも影響される事項ですが、早期に長期的な改修方針と資金計画を期待します。

4、医療・保険関係の特別会計について。国民健康保険の保険給付費は、前年度比 6,800 万円余の減少となり、ここ数年大きく減少しています。特定健診受診率は 50%と、目標の 60%には届かないものの、担当職員による健康教室や保健指導等の効果が徐々に出ていっていると思われます。今後も実施計画に基づき、村民の医療費の抑制にご尽力を願い、村長の公約でもある健康長寿の村づくりにご努力願いたい。

次に、介護保険給付費は、前年度比 480 万円減と、ここ数年減少が続いています。この結果、介護保険支払準備基金も年度末で 1 億 5,500 万円余の残高となっています。5年度は6年度からの第9期介護保険計画の策定がされました。今後も高齢化がますます進行していく状況です。介護予防のための各種事業により、一層のご努力を希望いたします。

5、上下水道特別会計について。6年度から地方公営企業法が適用されるため、これらの会計は3月末で打ち切り決算となり、5月末までの出納整理期間がないため、5年度の決算書では一部の収入、支出が残った状態の決算書となりました。6年度から始まる公営企業会計では、独立採算の原則により経理する会計になることから、なお一層のご尽力を願います。

2、結び。令和5年度は、新型コロナウイルスも5類に移行され、社会生活も観戦前の状態に戻ってきました。感染対策業務に携わってこられた関係の皆さんに敬意を表します。そして新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業を実施されたことは、住民の生活支援、地域経済の消費拡大に寄与したと思います。

さて、5年度の最大の事業は待望のスマートインターチェンジが12月に供用がされました。このことは緊急時の避難路の活用、観光面などの誘客の促進、工業団地への企業誘致などに期待されますが、結果が得られるには時間も要するものもあると思います。今後もスマートインターチェンジを軸とした事業展開を期待いたします。

次に、人口減少対策ですが、残念ながら本村の人口は4,000人を切るところまで来ました。移住定住促進事業などを実施していますが、そうした中で若者定住促進を目的に、西条団地に戸建て住宅の建設に着手されたことは、今後の定住促進につながる施策と期待します。募集に当たっては、広範囲なPRと迅速な対応を望みます。

次に、近年の豪雨災害や地震災害などが頻繁に発生しております。本村も高齢化が一段と進む中、自主防災組織の活動など地域防災力の低下が今後も心配されます。このような状態ではありますが、防災力向上に向けてハザードマップの更新などの事業や、防災行政無線の更新事業に着手されたことは、今後の災害に強い村づくりに役立てられると思います。

農林業対策事業では、松食い虫対策として 6,000 万円余の事業費が投入されています。

また、有害鳥獣捕獲対策事業費は 1,000 万円余となっております。今後も増大が懸念されます。諸問題も抱えていると思いますが、引き続きの事業支援を望みます。

次に、少子高齢化が急速に進む昨今、子育て支援関連事業や社会教育・生涯学習は最重要課題と感じます。本村の種々事業展開しておりますが、関係機関との連携を図り、住民の理解と協力が得られるよう望みます。

結びに、頻繁に発生する自然災害や諸物価高騰による社会経済の不安定な状況が続いておりますが、村民が安全・安心して生活し、さらなる筑北村の発展と地域の活性化が図られるよう望みます。

続きまして、32 ページでございます。令和 5 年度基金の運用状況審査意見でございます。

この関係につきましては、第 1、監査委員監査基準への準拠ということでございます。先ほどの決算審査の関係と同様でございます。監査基準に準拠して実施をしたものでございます。

第 3 の審査の対象でございますが、財政調整基金以下 16 基金でございます。資料の記載のとおりでございます。

第 4、第 5、第 6 につきましては、先ほどの決算審査と同様の手法で実施をしたところでございます。

33 ページの第 7、審査の結果でございます。上記の第 1 から第 6 までの記載事項のとおり審査した限り、重要な点において村長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われていることが認められました。

34 ページ、最後になりますが、第 8 は、会計管理者がご説明をしたとおりでございます。

第 9、意見。基金については、一般会計、特別会計合わせて 16 基金あり、合計残高は 57 億 6,100 万円余、前年度比 3 億 9,900 万円増加しております。中でも村の貯金といわれる財政調整基金残高は、前年度比 1 億 7,400 万円増の 39 億 7,400 万円となっております。また、地域振興基金積立、それから公共施設等整備基金積立などが大口の積立となっております。そして地域福祉基金やふるさと水と土保全基金は、利回りのよい債券を購入しております。健全財政に向け努力した結果であると評価いたします。

以上で決算審査、そして基金運用状況審査の報告といたします。

○議長（鎌田欣子議員） 小村代表監査委員の報告が終わりました。

この報告についての質疑のある方の発言を求めます。まず認定 1 号から認定 11 号にかかわる令和 5 年度筑北村各会計決算及び基金運用状況審査について、質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認めます。

以上で決算審査の報告を終了いたします。

小村代表監査委員さん、ありがとうございました。

ここでちょっと早いんですけども休憩といたします。10 分間の休憩を行いますので、では 10 時 15 分まで休憩といたします。

休憩 午前 10 時 05 分

再開 午前 10 時 15 分

○議長（鎌田欣子議員） 再開いたします。

◎議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、
議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号の
上程、説明

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 17、議案第 50 号 令和 6 年度筑北村一般会計補正予算（第 3 号）から、日程第 26、議案第 59 号 令和 6 年度筑北村合併浄化槽事業会計補正予算（第 2 号）までの 10 件について、一括して提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 提案理由のちょっと前に、冒頭のあいさつの中で、私、「青木麻績インター千曲線」と申し上げましたけれども、「青木麻績インター新町線」でございますので、おわびして訂正いたします。

議案第 50 号 令和 6 年度筑北村一般会計補正予算（第 3 号）ですが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 6,682 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 49 億 5,007 万 1,000 円とするものでございます。

歳入の主なものは、9 款地方特例交付金は、減収補填特例交付金の確定により 142 万 6,000 円を減額、10 款地方交付税は、本補正における歳入不足額 830 万 7,000 円を増額、14 款国庫支出金は、社会資本整備総合交付金及び新型コロナウイルスワクチン国庫補助金等の交付決定に基づき 1,231 万 5,000 円を減額、15 款県支出金は、指定統計調査委託金及び農林水産業費補助金等の交付決定に基づき 986 万円を増額、16 款財産収入は、公用車売払収入で 181 万円を増額、19 款繰越金は、前年度決算に基づき 1 億 963 万 5,000 円を増額、21 款村債は、村道整備事業、災害復旧事業の増加等により 3,302 万 6,000 円を増額し、それぞれ計上いたします。

なお前年度決算に基づく村税、分担金及び負担金並びに使用料の滞納繰越分について

も今回の補正で計上しております。

歳出の主なものは、2款総務費は、新たな非課税世帯へ交付する重点支援地方交付金にかかる事業費等で 1,955 万 8,000 円を増額、4款衛生費は、新型コロナウイルスワクチン代等で 1,171 万 8,000 円を増額、9款農林水産業費は、補助金交付決定に基づくきのこ培地資材価格高騰緊急対策事業補助金等で 2,193 万 2,000 円を増額、8款土木費は、土木工事等建設及び労務単価改定による工事費の増加等で 2,404 万 8,000 円を増額、11款災害復旧費は、大雨による農地の災害復旧事業費で 858 万 2,000 円を増額、13款諸支出金は前年度決算に基づく剰余金処分にかかわる基金積立金等で 8,100 万円を増額し、それぞれ計上いたしました。

第2表地方債補正は、事業の追加等に伴いお示しのとおり各地方債を増減し、地方債の総額を 3,302 万 6,000 円増額し、限度額を 8 億 5,832 万 6,000 円としております。

第3表債務負担行為補正は、お示しのとおり公用車2台のリース料について追加するものであります。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第51号 令和6年度筑北村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 119 万 3,000 円を追加し、予算の総額を 5 億 7,539 万 8,000 円とするものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税は本算定により 92 万円を減額、5款国庫支出金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として 122 万 6,000 円を増額、11款繰越金は、前年度決算により 88 万 7,000 円を減額し、それぞれ計上しました。

歳出の主なものは、1款総務費は、システム改修費として 122 万 7,000 円を増額、7款基金積立金は 688 万 5,000 円を減額、10款予備は 682 万 4,000 円を増額し、それぞれ計上いたしました。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第52号 令和6年度筑北村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 167 万 1,000 円を減額し、予算の総額を 8,854 万 1,000 円とするものです。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料は、本算定により 172 万 2,000 円を減額し計上いたしました。

歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金は 171 万 1,000 円を減額し計上しました。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第53号 令和6年度筑北村介護保険特別会計補正予算(第1号)ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 4,304 万 2,000 円を追加し、予算の総額を 7 億 7,482 万 2,000 円

とするものです。

歳入の主なものは、1 款介護保険料は、本算定により 95 万 3,000 円を増額、6 款県支出金は、前年度の精算により 176 万 5,000 円を増額、7 款繰入金は、人事異動による人件費分として 177 万 6,000 円を減額、8 款繰越金は、前年度決算により 4,210 万円を増額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものは、1 款総務費は、人事異動による人件費分として 177 万 6,000 円を減額、5 款諸支出金は、還付金及び基金積立金として 2,925 万 5,000 円を増額、7 款予備費は 1,556 万 3,000 円を増額し、それぞれ計上しました。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 54 号 令和 6 年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 152 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 1 億 5,322 万 1,000 円とするものです。

歳入の主なものは、1 款繰入金は、歳出充当財源として 152 万 1,000 円を増額し計上しました。

歳出の主なものは、1 款経営管理費は、消費税の不足分として 76 万 2,000 円を増額し、2 款施設管理費は、施設修繕費などとして 75 万 9,000 円を増額、それぞれ計上しました。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 55 号 令和 6 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 81 万 8,000 円を追加し、予算の総額を 3,893 万 8,000 円とするものです。

歳入の主なものは、2 款繰入金は、歳出充当財源として 81 万 8,000 円を増額し計上しました。

歳出の主なものは、2 款施設管理費は、施設修繕費として 31 万 9,000 円を増額し計上いたしました。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 56 号 令和 6 年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）ですが、今回の補正は歳入歳出それぞれ 9 万 9,000 円を追加し、予算の総額を 1,955 万 5,000 円とするものです。

歳入の主なものは、3 款使用料は滞納繰越分として 10 万円を計上しました。

歳出の主なものは、3 款予備費に滞納繰越分を計上いたしました。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 57 号 令和 6 年度筑北村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）ですが、今回の補正は簡易水道事業収益 1 億 3,961 万 4,000 円を 39 万 5,000 円増額し、予算の総額を 1

億 4,000 万 9,000 円とし、あわせて簡易水道事業費用 2 億 1,241 万 9,000 円を 39 万 5,000 円増額し、予算の総額を 2 億 1,281 万 4,000 円とするものです。

また、資本的収入 1 億 2,379 万円を 309 万 5,000 円減額し、予算の総額を 1 億 2,069 万 5,000 円とし、あわせて資本的支出 1 億 6,189 万 9,000 円を 307 万 5,000 円減額し、予算の総額を 1 億 5,882 万 4,000 円とするものです。

収益的収入の主なものは、1 款 1 項 3 目その他営業収益を 21 万 9,000 円増額、1 款 2 項 2 目他会計補助金を 17 万 6,000 円増額、資本的収入の主なものは、補助金交付決定により 1 款 1 項 1 目建設改良企業債を 270 万円減額、1 款 3 項 3 目国庫補助金を 284 万円減額、1 款 5 項 1 目その他資本的収入を 544 万 5,000 円増額するものです。

収益的支出の主なものは、1 款 1 項 1 目配水及び給水費を 39 万 5,000 円増額、資本的支出の主なものは、1 款 1 項 1 目建設改良費を 307 万 5,000 円減額するものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 58 号 令和 6 年度筑北村集落排水事業会計補正予算（第 2 号）ですが、今回の補正は集落排水事業収益 1 億 2,380 万円を 11 万 8,000 円増額し、予算の総額を 1 億 2,391 万 8,000 円とし、あわせて集落排水事業費用 1 億 7,297 万 8,000 円を 11 万 8,000 円増額し、予算の総額を 1 億 7,309 万 6,000 円とするものです。また、資本的収入 9,050 万 1,000 円を 51 万 7,000 円増額し、予算の総額を 9,101 万 8,000 円とするものです。

収益的収入の主なものは、1 款 2 項 2 目他会計補助金を 2 万 9,000 円増額、1 款 2 項 4 目雑収益を 8 万 9,000 円増額、資本的収入の主なものは、1 款 3 項 1 目受益者分担金を 51 万 7,000 円増額、収益的支出の主なものは、1 款 1 項 2 目総係費を 11 万 8,000 円増額するものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

最後に議案第 59 号 令和 6 年度筑北村合併浄化槽事業会計補正予算（第 2 号）ですが、今回の補正は未収金 8 万円を 55 万 3,000 円増額し 63 万 3,000 円とし、あわせて未払金 735 万 8,000 円を 27 万 6,000 円を増額し 763 万 4,000 円とするものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

◎議案第 60 号の上程、説明

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 27、議案第 60 号 筑北村公告式条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第 60 号 筑北村公告式条例等の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、令和 6 年 9 月 30 日をもって坂北支所業務を終了することに伴い、条例中に「坂北支所」の名称のある筑北村公告式条例、筑北村防災行政無線施設設置、及び管理等に関する条例、及び筑北村支所設置条例の 3 条例について、一括して所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

◎議案第61号の上程、説明

○議長（鎌田欣子議員） 続いて日程第 28、議案第 61 号 筑北村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第 61 号 筑北村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、令和 6 年 12 月 2 日以降健康保険の被保険者証が廃止となるため、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

◎議案第62号の上程、説明

○議長（鎌田欣子議員） 続いて日程第 29、議案第 62 号 筑北村公営住宅等管理及び整備基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第 62 号 筑北村公営住宅等管理及び整備基準に関する条例の一部を改正する条例についてですが、改正の趣旨は、若者定住住宅夢パレット坂北において、近年の社会情勢をかんがみて入居、退去条件の変更をすることが必要であることから、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

◎議案第63号の上程、説明

○議長（鎌田欣子議員） 続いて日程第 30、議案第 63 号 松本広域連合の消防費負担金算定基準の変更及び松本広域連合規約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第 63 号 松本広域連合の消防費負担金算定基準の変更及び松本広域連合規約の変更についてですが、松本広域連合消防費負担金について、関係市村の人口や出動件数等の状況が、松本広域局発足時と比較し変化していること等から、消防費負担金の基準を見直し、広域連合規約を改正するに当たり、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

◎議案第64号の上程、説明

○議長（鎌田欣子議員） 続いて日程第 31、議案第 64 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（太田守彦） 議案第 64 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてですが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正により、令和 6 年 12 月 2 日以降被保険者証が発行されなくなることに伴い、広域連合及び関係市町村が行う事務を定めた規約を変更する必要があるため、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 説明が終わりました。

◎請願・陳情等の委員会付託

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 32、請願・陳情等の委員会付託を議題といたします。

別紙のとおり、社会文教常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、請願・陳情等は別紙のとおり陳情第 5 号から第 7 号を社会文教常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

今後の日程ですが、この後、午前 11 時から総務常任委員会所管の事項について、担当課長並びに職員の方に説明をいただきます。

9 日月曜日は、午前 9 時から社会文教常任委員会所管について、午後 2 時半から建設産業常任委員会所管について、10 日火曜日、午前 9 時から建設産業常任委員会所管について、それぞれ担当課長並びに職員の方に説明をいただきます。なお説明会場は議場で行います。

11 日水曜日は予備日、12 日木曜日は、午前 9 時から定例会本会議第 2 日目、一般質問を行います。

13 日金曜日は、午前 9 時から定例会本会議第 3 日目、一般質問予備日、議案審議、採決を行います。

お諮りします。本日はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（鎌田欣子議員） 本日はこれで延会します。

延会 午前 10 時 38 分